

議 答 申 個 第 2 3 号

平 成 1 9 年 9 月 6 日

生 駒 市 長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関（生駒市長）の個人情報进行处理する電子計算機と奈良県国民健康保険団体連合会が管理する電子計算機とを結合することについて（答申）

平成19年8月7日付け生福支第443号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	<p>障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス費支払事務を委託するため、実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と奈良県国民健康保険団体連合会が管理する電子計算機とを結合することについて</p>
審 議 会 の 意 見	<p>適当なものと認める。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス費の支払事務を奈良県国民健康保険団体連合会に委託するに当たって、本市の電子計算機と奈良県国民健康保険団体連合会の電子計算機とを電話回線を用いて結合することについて、個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、オンライン結合をすることにより、障害福祉サービス費の支払業務の効率化及び迅速化が図られること、利用実績のデータを迅速に取得できること及び本結合に係るセキュリティの内容（伝送専用パソコンを用い、庁内のネットワークには接続しない。伝送専用パソコンとのデータの受け渡しの媒体は、伝送処理後、速やかに削除する。データの暗号化、電話回線を使ったダイヤルアップルータによる接続とID、パスワードの設定、接続権限が生駒市のみにあること等）について確認するとともに、慎重に審議した結果、本件の電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
結 合 先	<p>奈良県国民健康保険団体連合会</p>
審 議 日	<p>平成19年8月20日</p>
所 管 課	<p>福祉健康部 福祉支援課</p>